

建築工事届 第二面【ハ 用途】と第二面【５．主要用途】の対応表

※ あくまでも一般的な目安となります。実際の占用される目的に沿った主要用途を選択をお願いします。

○：あてはまるもの、×：一般的にあてはまらないもの、△：一般的に居住産業併用建築物のみあてはまるもの、▲：一般に住宅附属建築物のみあてはまるもの

第二面【５．主要用途】		居住専用住宅	居住準専用 準住宅	農林水産業	鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	郵売業、小売業	金融業、保険業	不動産業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	医療、福祉	その他のサービス業	国事公務、地方公務	他に分類されないもの
		1	2	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44		
第二面 ハ 用途 ※用途のうち一番大きい面積のものとなります。	一戸建ての住宅	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	長屋	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	共同住宅	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	寄宿舎	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	下宿	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	幼稚園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	小学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	義務教育学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	中学校、高等学校又は中等教育学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	特別支援学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	大学又は高等専門学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	専修学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	各種学校	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	幼保連携型認定こども園	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	図書館その他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	博物館その他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	美術館その他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	老人ホーム、福祉ホームその他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	保育所その他これに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等といい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。）（入所する者の寝室があるものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	病院	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×
	巡査派出所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
	公衆電話所	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	地方公共団体の支庁又は支所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×
	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×
	工場（自動車修理工場を除く。)	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	×
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ホーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×
	マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これらに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	ホテル又は旅館	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
	自動車教習所	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	畜舎	×	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	×	○	×	○
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
	食堂又は喫茶店	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×
	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	○
	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。)	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○
	事務所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	自動車車庫	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自転車駐車場	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	倉庫業を営む倉庫	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	倉庫業を営まない倉庫	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	劇場、映画館又は演芸場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	観覧場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	公会堂又は集会場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×
	展示場	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	料理店	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×
	ダンスホール	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	卸売市場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	×	×	○	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)	×	×	○	×	○	×	×	×	○	×	×	○	×	×	×	×	×
	その他	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

不明な場合は国土交通省またはお住まいの地域の特定行政庁にお問い合わせください。